

愛知県農林水産関係工事一時中止ガイドライン

令和6年9月

愛知県農林基盤局

目 次

I	工事一時中止に係るガイドライン	P 1
1	ガイドライン策定の背景	P 1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	P 2
3	発注者の中止指示義務	P 3
4	工事を中止すべき場合	P 4
5	中止の指示・通知	P 5
6	基本計画書の作成	P 6
7	工期短縮計画書の作成	P 7
8	請負代金額又は工期の変更	P 8
9	増加費用の考え方	P 9
	(1) 本工事施工中に中止した場合	P 9
	(2) 工期短縮を行った場合	P 10
	(3) 中止に伴う増加費用の算定	P 11
	(4) 契約後準備工着手前に中止した場合	P 14
	(5) 準備工期間に中止した場合	P 15
10	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	P 16
	■【参考資料】工事の一時中止に係る手続き様式	P 19
	■【参考資料】増加費用の費目と内容	P 32
II	工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて	P 36
1 1	増加費用に関する基本事項	P 36
2 2	工事一時中止の区分	P 37
3 3	全体中止と部分中止の積算内容の違	P 38
4 4	請求の流れ及び適用範囲	P 39
5 5	工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)	P 42
6 6	工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例	P 43
7 7	基本計画書の作成例	P 44
8 8	工事請負代金変更請求の作成例	P 45
9 9	工事請負代金の構成	P 48

I 工事一時中止に係るガイドライン

1 ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆ 工事発注の現状

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆ 現状における課題

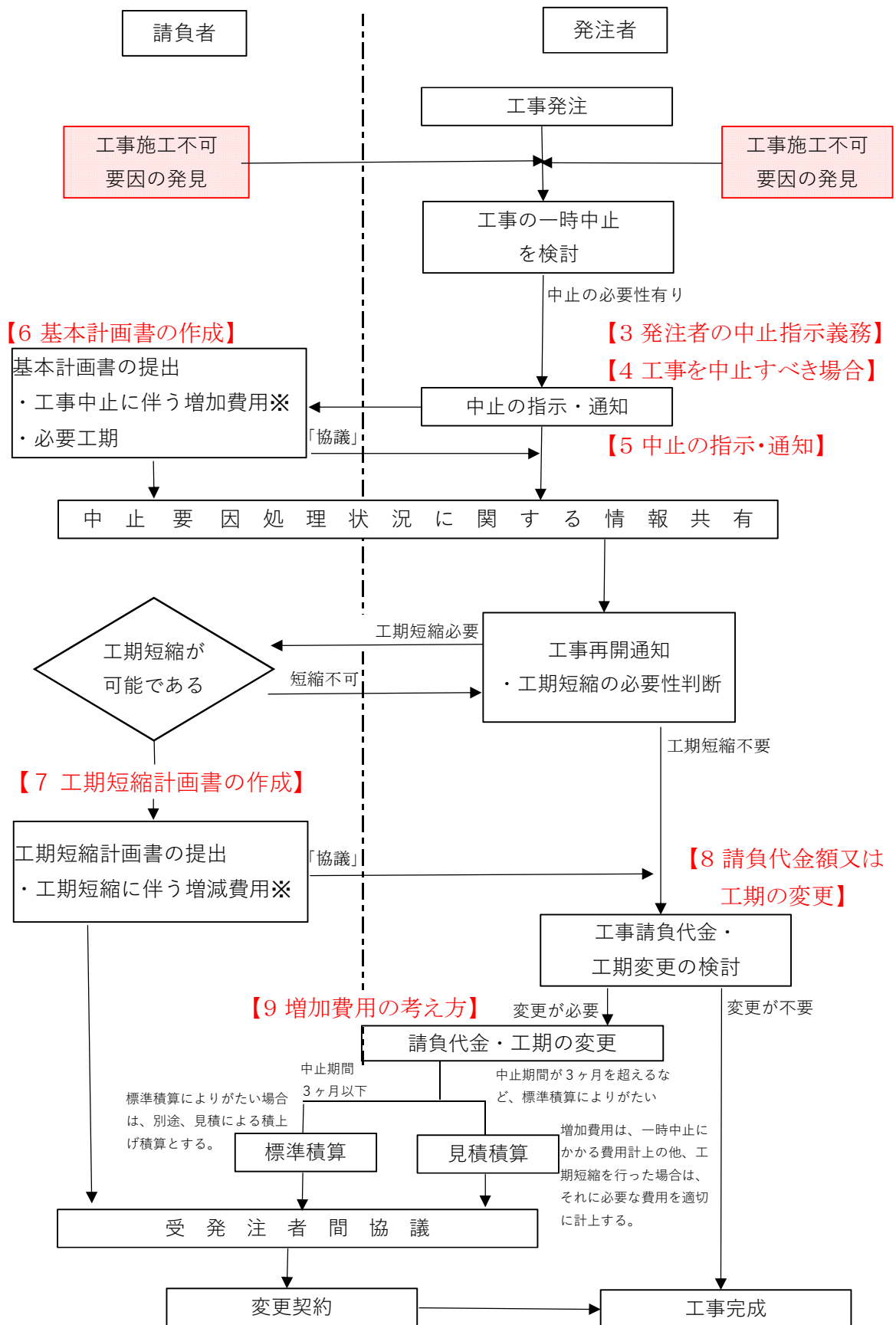
各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することのできない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ ガイドラインの策定

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

3 発注者の中止指示義務

◆請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

◇請負者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。【関係法令：約款第21条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

課題

◇請負者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



◇請負者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる



◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を請負者が負うこととなる。

対応

◇発注者は、工事の中止を請負者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



◇約款第17条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第19条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連

◇このことから、発注者及び請負者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注1) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期[※]となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、約款第50条(請負者の催告によらない解除権)1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

◆請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：約款第21条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため(約款第17条)施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(約款第19条)施工を続けることが不可能な場合…等

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけではなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を請負者に通知しなければならない。【関係法令：約款第21条】
- また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇ 発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※ 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

請負者による中止事案の確認請求

- ◇ 請負者は、請負者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇ 請負者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
- ◇ なお、中止期間中においては、工事施工出来ない要因の処理状況について適宜受発注者間で情報共有を行い、今後の見通しなどを共有すること。

6 基本計画書の作成

◆工事を中止した場合において、請負者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。

農地【工事標準仕様書1-1-16】

林務【工事標準仕様書第115条】

【森林整備工事標準仕様書第114条】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、請負者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇ 基本計画書作成の目的
- ◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇ 工事再開に向けた方策
- ◇ 工事一時中止に伴う増加費用[※]及び算定根拠(P11,12)
- ◇ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

管理責任

- ◇ 中止した工事現場の管理責任は、請負者に属するものとする。
- ◇ 請負者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、請負者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆請負者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇ 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇ 請負者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇ 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◆中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない請負者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

○工事用地等を確保しなかった場合

○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの

○事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員を保持するために必要とされる費用等
- ◇ 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

工事現場の再開準備に要する費用

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇ 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇ 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇ 工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の範囲

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの【増加費用を見込む】

例：工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの【増加費用は見込まない】

例：工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの【増加費用を見込む】

例：想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず、工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、約款第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

増加費用を見込む場合の主な項目の事例

- ◇ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。
- ◇ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。
- ◇ その他、必要と思われる費用。

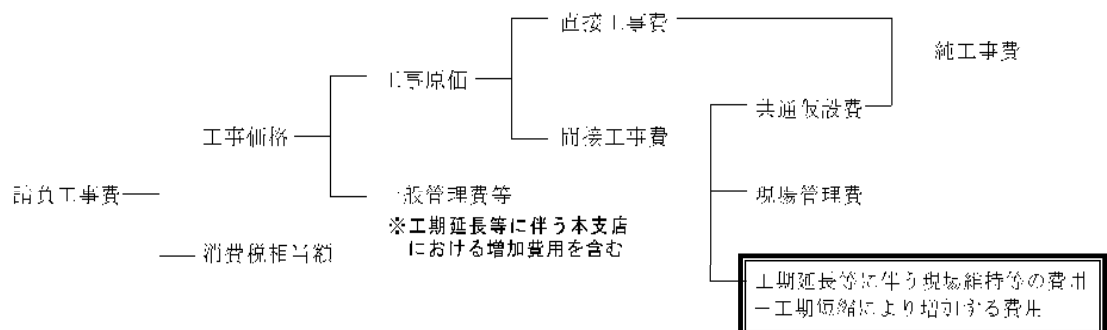
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

- ◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

積上げ項目

- ◇ 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - 直接工事費に計上された材料(期間要素を考慮した材料)及び仮設費に計上された仮設材に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇ 運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇ 安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※ 保安施設、保安要員の費用および火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇ 役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇ 営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇ 現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注) ・標準積算は工事全体の一時中止(主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む)に適用し、一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可。

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上げ積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月※以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4か月の場合、4か月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇ 中止期間中の現場維持等の費用(単位:円、1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg: 一時中止に係る現場経費率(単位:%、少数第4位四捨五入3位止め)

J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円、1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用(単位:円、1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

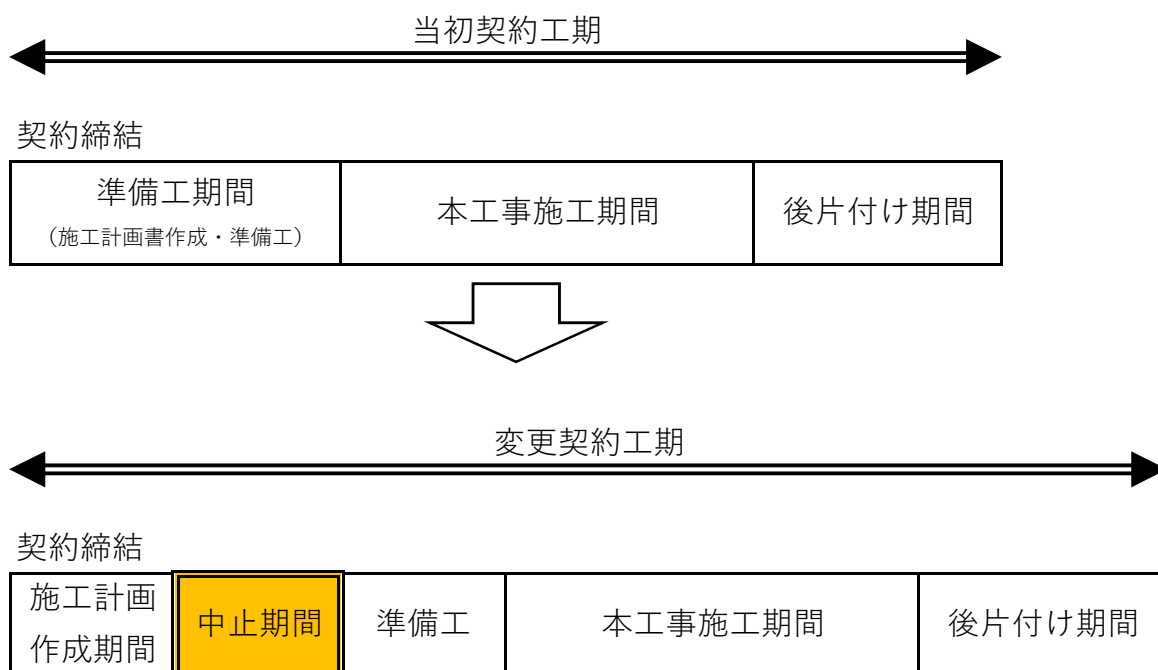
A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数[※]

※ 農地 令和2年4月1日付け農村振興局長通知「工事における工期の延長等に伴う増加費用の算出について」別紙 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法 別表参照

林務 令和2年8月13日付け林野庁森林整備部計画課長通知「別紙 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」別表参照

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



基本計画書の作成

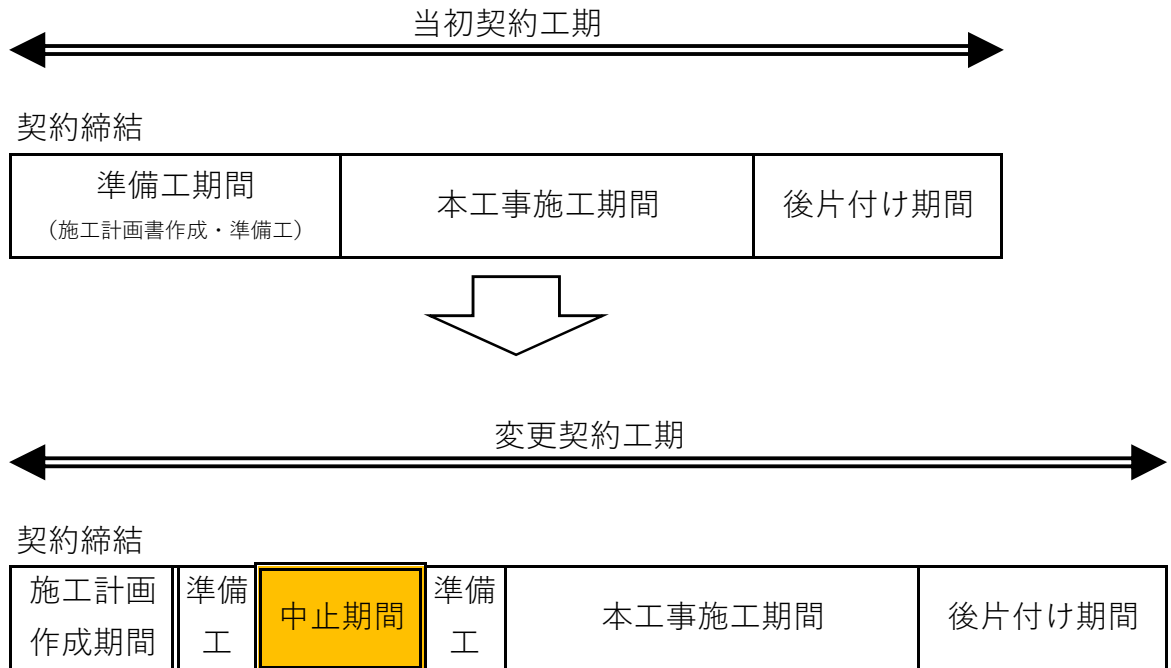
- ◇ 約款第17条(工事用地の確保等)2項に「請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- ◇ このことから、請負者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

増加費用

- ◇ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ◆ 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



基本計画書の作成

- ◇ 請負者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要なに応じて概算費用を記載[※]した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。
※概算費用は、請求する場合のみ記載する。
※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

増加費用

- ◇ 増加費用の適用は、請負者から請求があった場合に適用する。
- ◇ 増加費用は、安全費(工事看板の損料)、営繕費(現場事務所の維持費、土地の借地料)及び現場管理費(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- ◇ 増加費用の算定は、請負者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
※積算は請負者から見積を求め行う。

10 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

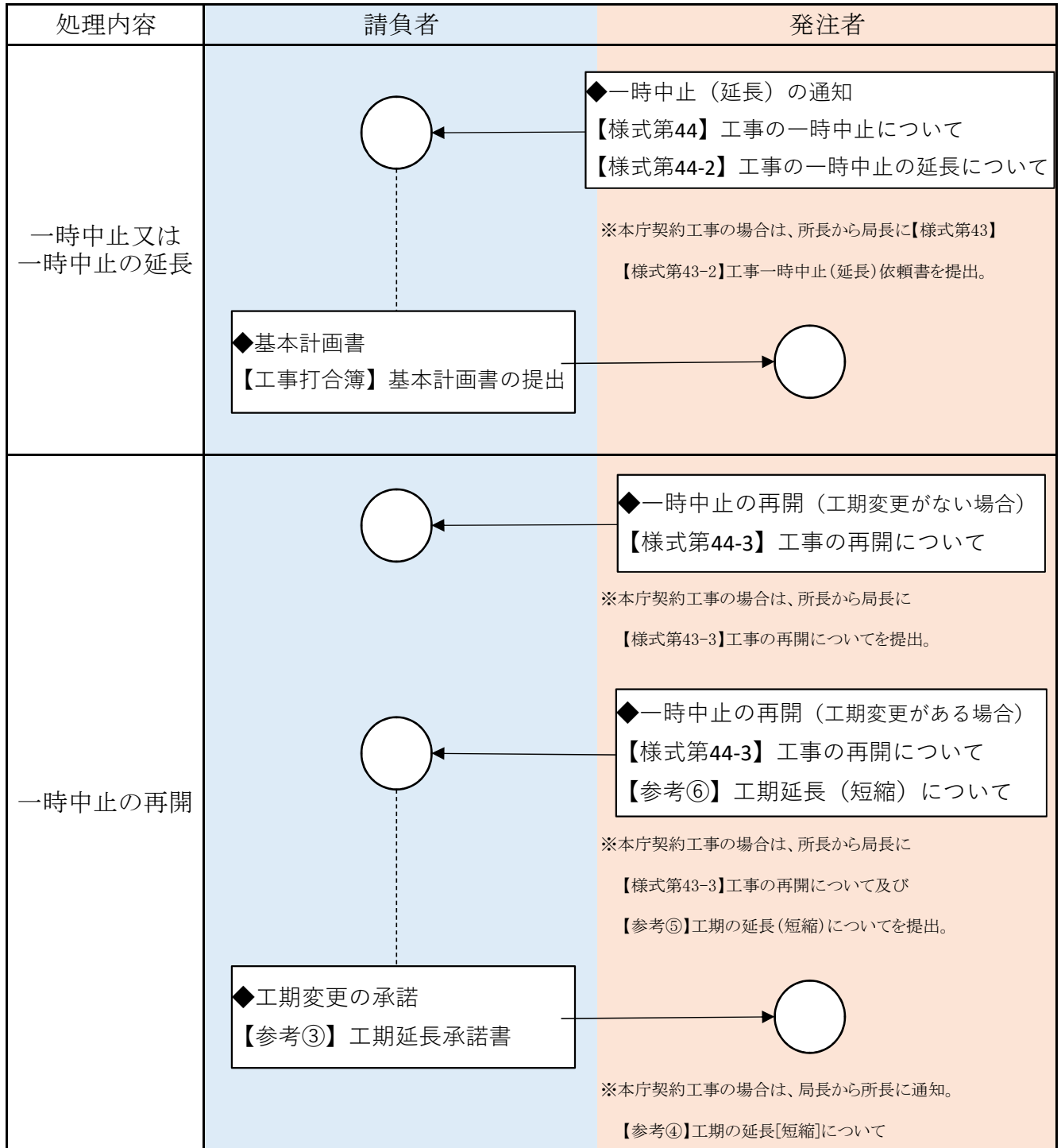
- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

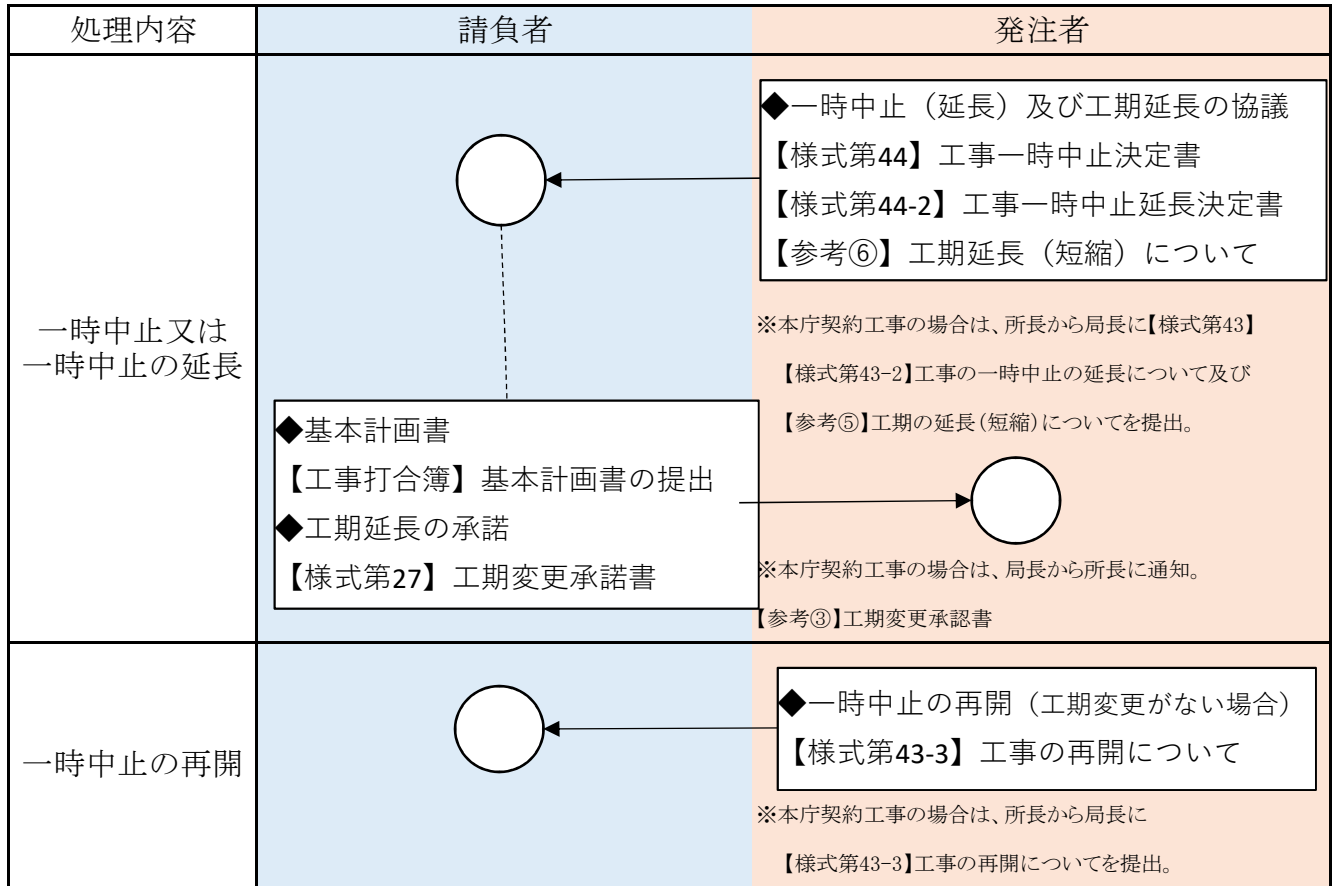
- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

■工事の一時中止に係る手続きの流れ

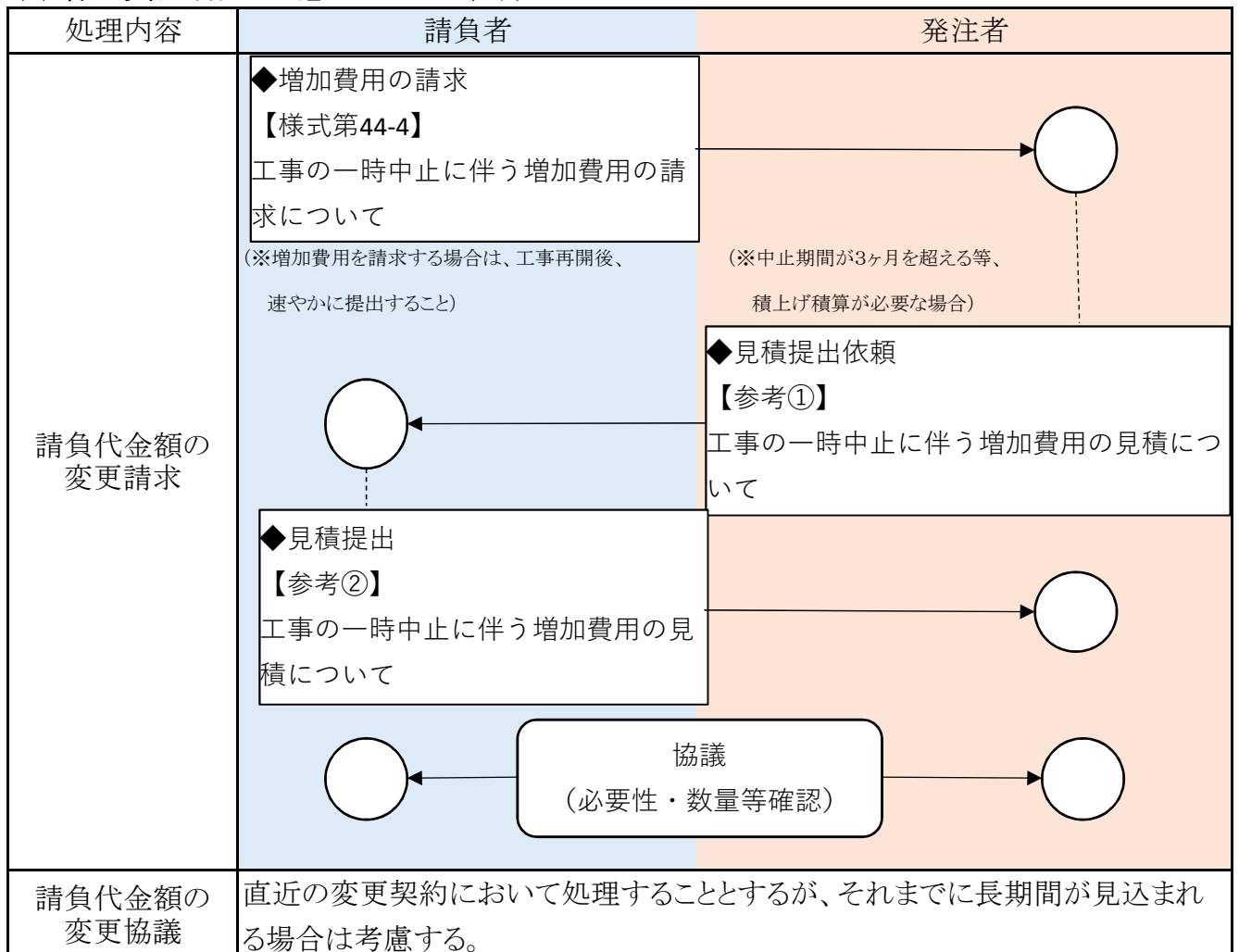
(1)一時中止期間が(一時中止の延長においても)工期末を超えない場合



(2)一時中止期間が(当初または延長において)工期末を超える場合



(3)増加費用請求の意思がある場合



■【参考資料】工事の一時中止に係る手続き様式（「農林水産関係工事施行に関する事務取扱要領」参照）

様式43(第24条関係)

第 号
年 月 日

局長 殿

所長

工事の一時中止について(依頼)

下記の工事について、一時中止する必要が生じました。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額
金 円
- 4 契約締結年月日
年 月 日
- 5 工期
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 請負者
(名称及び代表者職氏名)
- 7 一時中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで
- 8 一時中止箇所
(※一部一時中止の場合)
- 9 現在の出来形
パーセント
- 10 工事の状況及び一時中止の理由

担当
電話
内線

第 号
年 月 日

局 長 殿

所長

工事の一時中止の延長について(依頼)

下記の工事について、日間(年 月 日から 年 月 日まで)一時中止を延長する必要性が生じました。
記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額
金 円
- 4 契約締結年月日
年 月 日
- 5 工期
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 請負者
(名称及び代表者職氏名)
- 7 元一時中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで
- 8 一時中止箇所
(※一部一時中止の場合)
- 9 現在の出来形
パーセント
- 10 一時中止期間延長理由

担当
電話
内線

第 号
年 月 日

局 長 殿

所長

工事の再開について(依頼)

下記の工事について、再開します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額
金 円
- 4 契約締結年月日
年 月 日
- 5 工期
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 請負者
(名称及び代表者職氏名)
- 7 一時中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで
- 8 工事再開箇所
(※一部一時中止の場合)
- 9 工事再開年月日
年 月 日
- 10 概要

担当
電話
内線

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印
(愛知県 所長)

工事の一時中止について(通知)

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、 日間(年
月 日から 年 月 日まで)工事を一時中止してください。

記

1 工事名

2 工事場所

一時中止の理由

3 一時中止の内容

一時中止する工事の内容

一時中止する工事の区域

4 一時中止期間中の維持管理体制等

一時中止期間中における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制を記載した
「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。

担当

電話

内線

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印
(愛知県 所長)

工事の一時中止の延長について(通知)

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、 日間(年
月 日から 年 月 日まで)工事の一時中止を延長してください。

記

1 工事名

2 工事場所

一時中止の理由

3 一時中止期間延長内容

一時中止期間を延長する工事の内容

一時中止期間を延長する工事の区域

4 一時中止期間中の維持管理体制等

一時中止期間中における工事現場を適正に管理するために必要な管理体制を記載した
「基本計画書」を提出し、承諾を得ること。

担当

電話

内線

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印
(愛知県 所長)

工事の再開について(通知)

下記工事について、再開してください。

記

- 1 工 事 名

- 2 工 事 場 所

- 3 請負代金額
金 円
- 4 契約締結年月日
年 月 日
- 5 工期
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 請負者
(名称及び代表者職氏名)
- 7 一時中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで
- 8 工事再開箇所

- 9 工事再開年月日
年 月 日

担当
電話
内線

様式44の4(第24条関係)

年 月 日

愛知県知事殿

(愛知県 所長)

請負者 住所

氏名

〔名称及び〕
〔代表者職氏名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について

年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴い増加費用を必要としたので、愛知県公共工事請負契約約款第21条第3項に基づき負担されるよう請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 一時中止の期間

日間 年 月 日から
年 月 日まで

担当

電話

内線

参考様式①

年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

(愛知県 所長)

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について(依頼)

年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用について、見積を提出されたい。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 中止の期間

日間 年 月 日から
年 月 日まで

担当

電話

内線

※ 増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

参考様式②

年 月 日

愛知県知事殿

(愛知県 所長)

請負者 住所

氏名

〔名称及び〕
〔代表者職氏名〕

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について

年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用
を見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 一時中止の期間

日間 年 月 日から
年 月 日まで

4 増加費用 金 円

5 増加費用の内訳 別紙のとおり

担当

電話

内線

工期変更承認書

年 月 日

愛知県知事殿
(愛知県 所長)

請負者 住所
氏名
〔名称及び〕
〔代表者職氏名〕

年 月 日付け第 号の協議については、下記のとおり承諾します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 原工期 着手 年 月 日から
 完了 年 月 日まで

4 変更工期 着手 年 月 日から
 完了 年 月 日まで

担当
電話
内線

参考様式④

第 号
年 月 日

所 長 殿

局長

工事の延長[短縮]について(通知)

副申
年 月 日付け第 号の については、別紙のとおり請負者の承諾を得ました。
依頼

担当
電話
内線

※ 請負者からの承諾書の写しを添付すること。

参考様式⑤

第 号
年 月 日

局 長 殿

所長

工事の延長[短縮]について(依頼)

下記の工事について、工事の延長[短縮]をする必要が生じたので、よろしくお願ひします。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額

金 円

4 契約締結年月日

年 月 日

5 工期

着手 年 月 日

完了 年 月 日

6 請負者

(名称及び代表者職氏名)

7 専任監督員

8 主任監督員

9 統括監督員

10 現在の出来形

パーセント

11 原工期末における予定出来高

パーセント

12 延長[短縮]の期間

日間 年 月 日から

年 月 日まで

13 工期延長[短縮]の理由

担当

電話

内線

※ 工期の短縮の場合は、「短縮の期間」欄は「日間」及び「年 月 日」を記入する。

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印
(愛知県 所長)

工事の延長[短縮]について(協議)

年 月 日付けで契約した工事の完了期限を、下記のとおり延長[短縮]することとしたいので、協議します。

また、愛知県公共工事請負契約約款第 条第 項に定める当該協議開始の日は、年 月 日とします。

なお、ご意義のない場合は、別紙工期変更承諾書を提出して下さい。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 原工期 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで

4 変更工期 着手 年 月 日から
完了 年 月 日まで

担当
電話
内線

■【参考資料】 増加費用の費目と内容

◆増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1)現場における増加費用(積上又は率により計上)

ア 材料費

①材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要あると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に伴う損料額及び補修費用

イ 労務費

①工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ウ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働(維持)させるために要する水道光熱電力等に要する費用

エ 機械経費

工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のために存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費(組立て、解体費を含む。)が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用(組立て、解体費、管理費を含む。)
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

オ 仮設費

①仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同様と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む。)

③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料に要する費用

カ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

キ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ク 運搬費

①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同様と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し、又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

②大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ケ 安全費

①既存の安全施設に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

②新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要因費を含む。)

コ 役務費

①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

②電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

サ 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

シ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務費輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ 労務管理費

①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。

②解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ソ 従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む)に支給する給料手当の費用

②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

タ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法廷福利費、福利厚生費、通信交通費として現場監理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

チ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

(2)本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3)消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

Ⅱ 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

1 増加費用に関する基本事項

◆ 対象工事

発注者が、約款第21条3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。

- 予測し難い理由により中止した工事
- 施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって(指示した期間)中止した工事
- 著しい増し分費用が生じた工事

◆ 増加費用として積算する範囲(ガイドラインP9)

- 工事現場の維持に関する費用
- 工事体制の縮小に要する費用
- 工事の再開準備に要する費用
- 中止により工期延期となる場合の費用
- 工期短縮を行った場合の費用

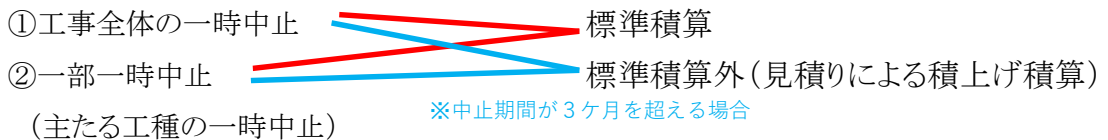
◆ 積算費用の算定(ガイドラインP11)

- 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。
 - 各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。
- ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

2 工事一時中止の区分

■一時中止と一部一時中止の違い

- ◆約款第21条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。
- ◆工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



※一部一時中止の場合の増し分費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等**例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。**

(主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を图示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は 専任を要しない	工事施工期間は専任が必要
契約解除できる時期 (契約書第48条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了 した後3月を経過しても、なおその中止が 解除されないとき
工期変更	原則として、中止期間分を 工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について 工期延期する
増し分費用の 算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位:%、少数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円、1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位:円、1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} B + (N \times R \times 100) / J$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

3 全体中止と部分中止の積算内容の違い

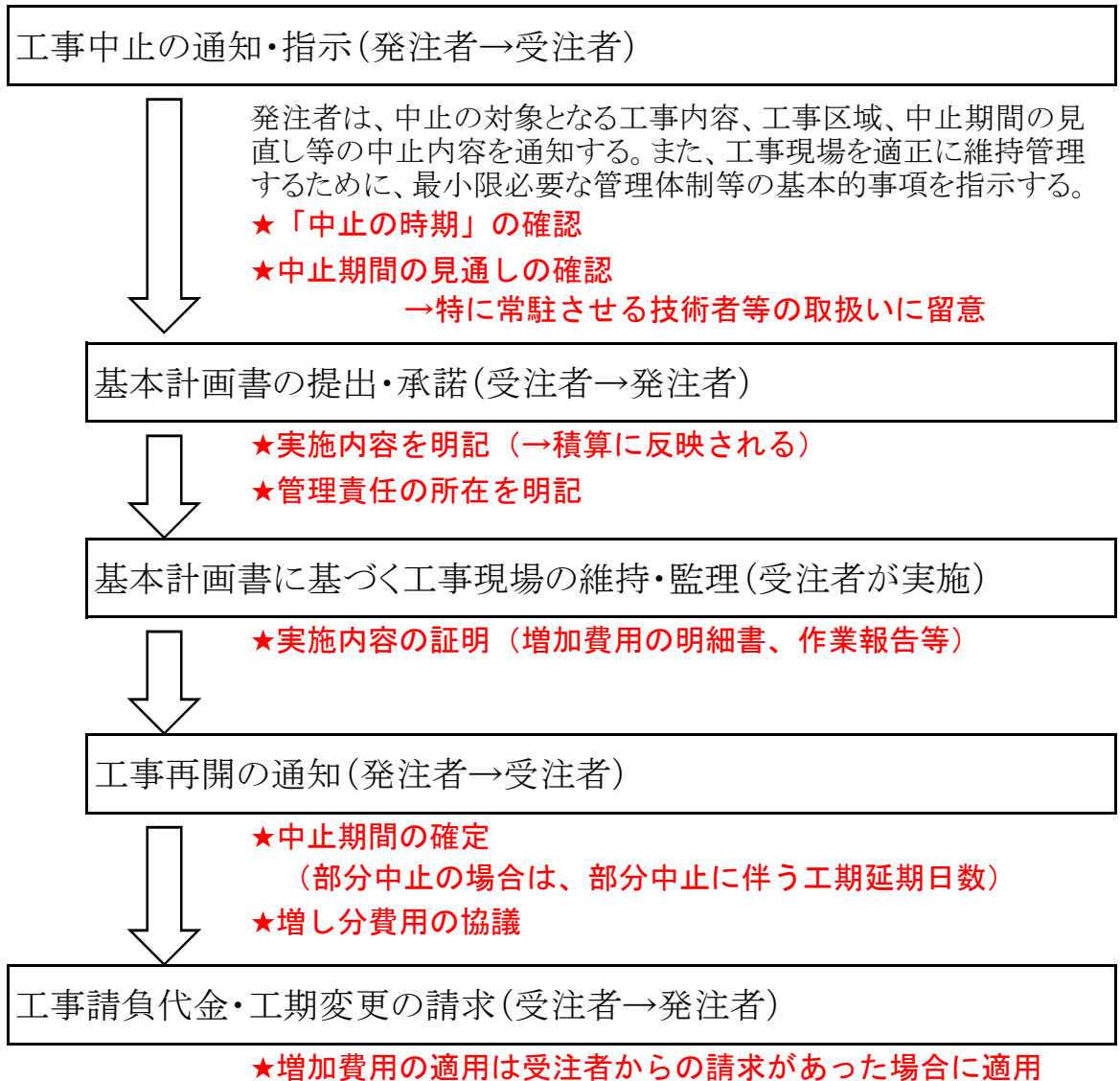
■算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → すべて積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は、積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>①すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
	<p>中止期間：N(日)</p>	
(主たる工種が中止) 一時中止	<p>①率計上項目は、標準積算(率計上)とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延滞期間のN'」を用いる。</p> <p>②率計上項目以外は、積上げ積算する。 (材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③すべての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
	<p>中止期間：N(日) 標準積算②、標準積算以外③</p> <p>一部中止に伴う工期延滞期間：N'(日) (※数量増による工期延滞日数は除く) 標準積算①の率計算に用いる日数</p>	

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に
必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4 請求の流れ及び適用範囲

■工事一時中止の増し分費用について



■工事一時中止の増し分費用について

中止期間	中止の時期		
	契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中
	契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	
3ヶ月以内	増加費用は計上しない	積上げ積算	標準積算(増加費用 $G = dg \times J + \alpha$)
	※全部中止の場合は、技術者の専任解除 ※中止期間が工期の5/10を超える場合等は契約の解除権が発生	※次頁表(中止期間中の現場維持等に要する費用)の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等が想定される	率(dg)×対象額(J)で計上 dg :一時中止に係る現場経費率 J :中止時点の純工事費 α :積上げ積算 ※次頁表項目(率分除く)について費用の明細書に基づき受発注者協議
3ヶ月を超える	増加費用は計上しない	積上げ積算	積上げ積算
	※全部中止の場合は、技術者の専任解除 ※中止期間が工期の5/10又は6ヶ月を超えた場合等は契約の解除権が発生	※次頁表(中止期間中の現場維持等に要する費用)の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等が想定される	※次頁表項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議して決定するものとする。			

■増加費用の範囲

(1)現場維持に要する費用

- イ. 工事現場の維持に要する費用
- ロ. 工事体制の縮小に要する費用
- ハ. 工事の再開・準備に要する費用
- ニ. 中止により工期延期となる場合の費用
- ホ. 工期短縮を行った場合の費用

(2)本支店における増し分費用……………一般管理費として率計上される

■中止期間中の現場維持等に要する費用

ア 材料費	①材料の 保管費用 ②他の工事現場へ 転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された 材料の損料等
イ 労務費	①工事現場の維持等に必要な 労務費 ※中止後の 労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。 ②他職種に転用した場合の 労務費差額
ウ 水道光熱電力等料金	①現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により 中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
エ 機械経費	①工事現場に 存置する機械の存置費用、運転費
オ 仮設費	① 仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
カ 事業損失防止施設費	①仮設費に準じて積算した費用
キ 準備費	①通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と射止めたものは、別途積上げにより計上する。
ク 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬
ケ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する 安全費
コ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力・水道等の基本料
サ 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
シ 営繕費	①現場に設置済の営繕施設のつち元設計に計上されたものと同等と認められる 営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額等
ス 労務者輸送費	①元設計が、 営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
セ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する 労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の 費用
ソ 従業員給料手当	①中止期間中の工事現場の維持等のために、 受発注者協議により定められた費用
タ 福利厚生費等	①現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている 費用の中止期間中の費用
チ 地代	①現場管理費の内、 営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

注) ○ は本工事施工中において、3ヶ月以内の一時中止の場合に適用される率計上項目

5 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

中止期間中の現場維持等の費用(単位:円、1,000円未満切り捨て)

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg:一時中止に係る現場経費率(単位:%、少数第4位四捨五入3位止め)

J:対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円、1,000円未満切り捨て)

α :積上げ費用(単位:円、1,000円未満切り捨て)

一時中止に係る現場経費率(dg)

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N:一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R:公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A・B・a・b:各工種毎に決まる係数*

農地 令和2年4月1日付け農村振興局長通知「工事における工期の延長等に伴う増加費用の算出について」別紙 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法 別表参照

林務 令和2年8月13日付け林野庁森林整備部計画課長通知「別紙 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」別表参照

【試算例】河川工事、山間僻地及び離島

中止期間中の現場維持等の費用（標準積算による場合）	
工期の延長等日数(N)	90日 3ヶ月以内
<small>(単位:日 ただし、受注者の責に帰す日数を除く)</small>	
工 種 区 分	河川工事
施 工 地 域 区 分	山間僻地及び離島
対 象 額 (J)	10,000,000円
<small>(単位:円 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て)</small>	
積 上 げ 費 用 (α)	-円
<small>(単位:円 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て)</small>	
土 木 一 般 世 話 役 (R)	29,300円
工種毎地域毎の補正係数 (別表より)	
A:	1939
B:	-0.3269
a:	13.3999
b:	0.1615
現場経費率算定式	
$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$	
dg = 34.074 %	
G = dg × J + α	
G = 34.074% × 10,000,000円 + 0円	
3,407,000円	
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用: G	3,407,000円

【試算例】中止90日、積上げ分0円の場合
(中止期間中の現場維持等の費用)

順工事費	dg	G
10,000,000	34.074	3,407,000
30,000,000	13.661	4,098,000
50,000,000	9.207	4,603,000
100,000,000	5.576	5,576,000

6 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例

(3ヶ月を超える場合)

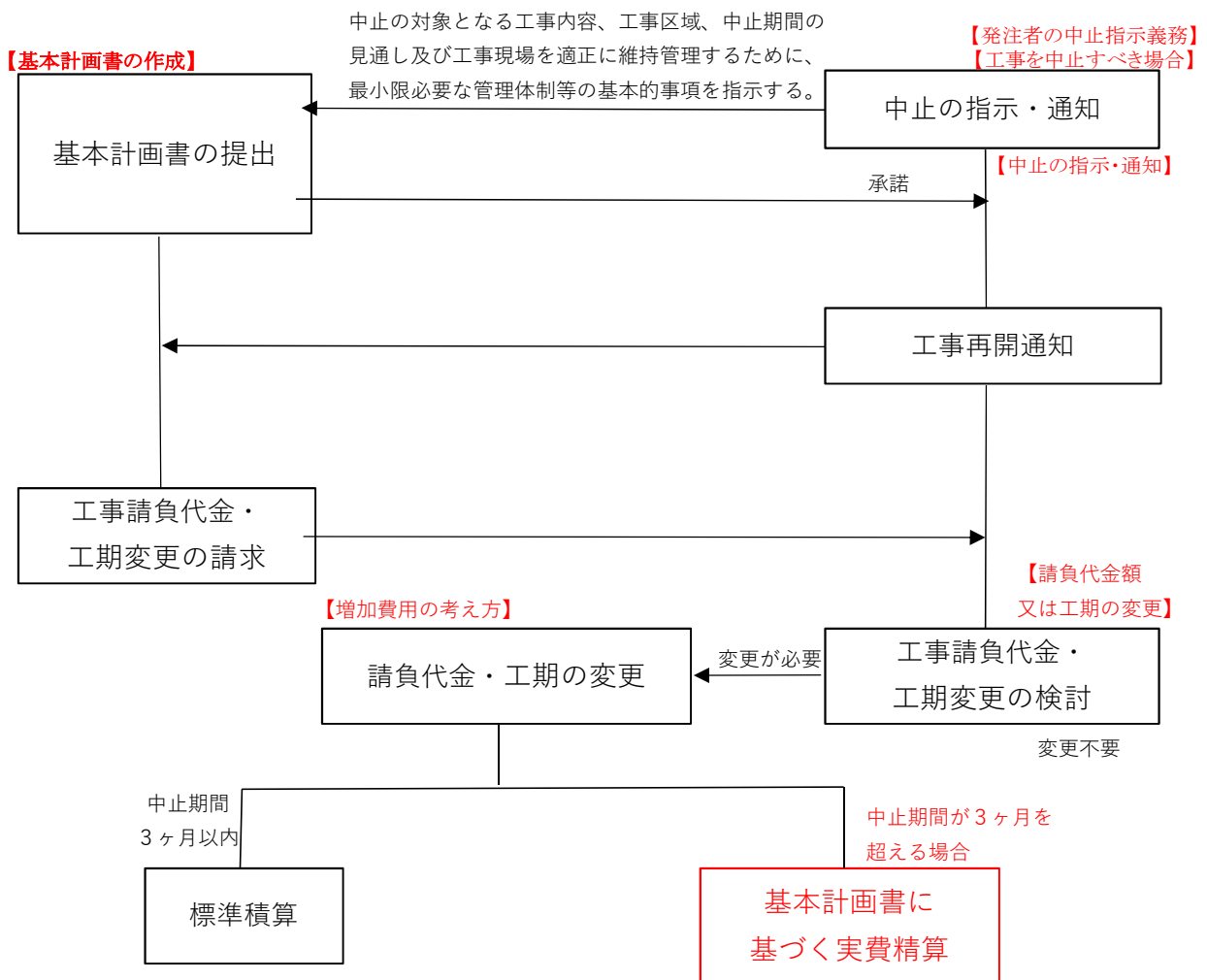
工事名 : ○○○工事

当初工期 : 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)

当初契約金額 : ¥○○○,○○○,○○○-

一時中止内容 : 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する

一時中止期間 : 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日(○○○日間)



7 基本計画書の作成例

1. 基本計画書作成の目的
2. 中止時点における出来形等の確認に関すること
 - 工事の出来形
 - 職員の体制
 - 労働者数
 - 搬入材料及び建設機械器具等

3. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
 - 1) 工事現場縮小時の体制
 - 中止期間中の体制
 - 現場組織表
 - 安全衛生管理組織表
 - 2) 工事現場再開に向けて

4. 工事現場の維持・監理に関する基本的事項
 - 1) 現場点検の実施
 - 2) 緊急時の体制及び対応
 - 地震発生時
 - 台風発生時
 - 緊急連絡体制
 - 3) 災害対策本部組織図
 - 4) 緊急資材一覧表
 - 5) 中止期間中の実施作業

5. 工事再開に向けた方策
6. 工事一時中止に伴う増加費用及び算出根拠
7. 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※ の項目は一時中止に伴う割り増し分費用の基礎資料となります。

◆中止期間中の現場体制を明記

参考例

3. 中止に伴う工事現場の縮小と再開に関すること

1) 工事現場縮小時の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人……常駐

監理技術者……非専任

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

施工担当者……現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇事務所〇〇課と協議の上、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととします。

◆中止期間中の業務内容を明記

参考例

4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇事務所〇〇課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の体制及び対応

地震発生時

震度4以上の地震発生時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

台風等発生時

台風や積雪等の警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応、災害防止のための処置をとるものとする。

緊急連絡体制

別紙のとおりとする。

3) 災害対策本部組織図

別紙のとおりとする。

4) 緊急資材一覧表

別紙のとおりとする。

5) 中止期間中の実施作業

- ・現地調査
- ・試掘の立会
- ・施工計画書の作成
- ・協議書の作成

8 工事請負代金変更請求の作成例

■増加費用の請求書例

様式44の4(第24条関係)

年 月 日

愛知県知事殿
(愛知県 所長)

請負者 住所
氏名
〔名称及び〕
代表者職氏名

工事の一時中止に伴う増加費用の請求について
年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用を必要としたので、愛知県公共工事請負契約約款第21条第3項に基づき負担されるよう請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 一時中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで

担当
電話
内線

参考様式①

年 月 日

様

愛知県知事 閣
(愛知県 所長)

工事の一時中止に伴う増加費用の見積について(依頼)
年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一時中止に伴う増加費用について、見積を提出されたい。

記

1 工事名

2 工事場所

3 中止の期間
日間 年 月 日から
年 月 日まで

担当
電話
内線

※ 増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

■増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

規格	単位	数量	単価	金額
一時中止に伴う増し分費用	式	1		3,456,785
(1)現場管理費	式	1		3,456,785
・従業員給料手当	式	1		3,094,485
現場代理人	月	4.3	506,809	2,179,279
監理技術者	月	1.3	704,005	915,207
・福利厚生費	式	1		35,498
・事務用品費	式	1		50,935
・通信交通費	式	1		112,835
・現場事務所費	式	1		163,032
合計	式	1		3,456,785

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

【証明書類の例】 (1)現場代理人等の給料について

①当該現場での作業内容

②給与等の内訳書

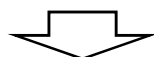
③給与明細等の資料

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について

①経費別支払調書

②事務用品の証明書類の提出

③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

■増加費用の見積もり書根拠資料例

(1)現場代理人等の給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書		〇月	総括表	現場代理人	監理技術者
月	日	曜日	作業の内容		
〇年	1	金	工事の一次中止指示		
〇月	2	土			
	3	日			
	4	月	現地調査(現地測量)		
	5	火	現地調査(現地測量)		
	6	水	現地調査(現地測量)		
	7	木	現地調査(現地測量)		
	8	金	現地調査(現地測量)		
	9	土			
	10	日			
	11	月	現地調査(現地測量)		
	12	火	現地調査(現地測量)		
	13	水	現地調査(支障物等の確認)		
	14	木	現地調査(支障物等の確認)		
	15	金	現地調査(支障物等の確認)		
	16	土			
	17	日			
	18	月	現地調査(支障物等の確認)		
	19	火	現地調査(支障物等の確認)		
	20	水	現地調査(支障物等の確認)		
	21	木	現地調査(試掘の立会)		
	22	金	現地調査(試掘の立会)		
	23	土			
	24	日			
	25	月	特殊部位の確認(現地照査)		
	26	火	特殊部位の確認(現地照査)		
	27	水	道路調整会議(占用企業者)		
	28	木	現地調査(試掘の立会)		
	29	金	特殊部位の確認(現地照査)		
	30	土			
	31	日			

②給与等の内訳書

【現場代理人 〇〇 〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月	369,900	110,147	102,825	582,872
〇月	369,900	0	102,825	472,725
〇月	369,900	23,725	102,825	496,450
〇月	369,900	5,932	102,825	478,657
〇月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

【監理技術者 〇〇 〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書(令和〇〇年〇月分)

項目	細別	支払先	税抜き金額	
			金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇株	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

③経費支払い集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

9 工事請負代金の構成

■増加費用等の構成

- ◆中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◆積上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◆増加費用等についても変更契約は、工事再開後に行う。

